

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年9月23日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

生活が苦しくてヤミ金を利用したのにも関わらず、それを収入認定することは違法又は不当である旨主張し、また、〇〇区〇〇課を信頼できなくなった理由を挙げた上、職員の態度に対する不満を述べ、さらに、請求人の同居人が同課から不当・不利益な扱いを受けることの無いよう東京都から同課に対して進言することを求める旨主張しているものである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月31日	諮問
平成29年5月23日	審議（第9回第4部会）
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法4条1項）、また、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法8条1項）。
- (2) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法63条）。
- (3) 仕送り、贈与等の収入認定に当たっては、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされる（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知第8・3・(2)・イ・(ア)）。

2 本件では、本件口座に本件各入金の振込が認められ、かつ、本件各入金当該月毎の支給済保護費の額は、各当該月の本件各入金のうちの入金額よりも、それぞれ多かったことから（別表）、本件各入金合計109,840円全額を収入認定し、それに相当する支給済保護費の返還を求めている。

また、本件各入金が社会通念上収入認定することを適当としないものか否か検討すると、仮に本件各入金が、返済の予定されている借入金であって、かつ、それを返済していたとしても、本件各入金によって、仕送り・贈与と同様、請求人の活用可能な資産が増加したことは明らかであるから、本件各入金は、請求人の最低限度の生活維持のために活用すべきものであったと言え、本件各入金を収入認定することが法の定める保護の補足性（1・(1)）にかなうものである。また、保護は厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基として行われるものであり、請求人は、支給された保護費の範囲で生活する必要がある。そうだとすれば、本件各入金を仕送り又は贈与としての性質を持つものとした上、社会通念上収入認定することを適当としないものとは言えないとした処分庁の判断にも合理性がないとは言い難い。

以上からすれば、本件処分は、1の法令等の規定に則ったものであって、違法又は不当なものとは認められない。

3 また、請求人は第3のとおり、処分庁職員に対する不満をるる述べた上、東京都から〇〇区〇〇課に対して請求人の同居人が不当・不利益な扱いを受けないよう進言することを求める主張をしているものである。

しかし、本件処分に違法又は不当な点を認めることができないことは上記2のとおりであるから、処分庁職員への不満をるる述べる請求人の主張は、本件処分の適法性及び妥当性に影響を与えるものではなく、本件処分の取消理由とはなり得ない。

また、本件のように審査庁（東京都知事）が処分庁（〇〇区福祉事務所長）の上級行政庁及び処分庁のいずれでもない場合、行政不服審査法による審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分の取消しを求めるものであり（同法1条1項、2条及び46条1項）、審査庁は審査請求の趣旨がそのようなものである限りにおいて、審査権限を有するにとどまるものである。そうすると、「東京都から〇〇区〇〇課に対して進言すること」を求める主張は、処分の取消しを求めるものではなく、同法に基づく審査請求においては、審査庁として取り扱うことができないものである。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別表（略）